

教育委員会子ども課 所管事業制度等概要

平成27年6月

【目 次】

○児童手当	1 ページ
○児童扶養手当	2 ページ
○ひとり親家庭医療費助成	3 ページ
○自立支援教育訓練給付費ほか	4 ページ
○保育園	5 ページ
○幼稚園	10 ページ
○学童保育	12 ページ
○地域療育	13 ページ
○子育て支援センター	13 ページ
○乳幼児一時預かり	16 ページ
○病後児保育	17 ページ
○親子ふれあい支援	18 ページ
○ファミリー・サポート・センター事業	19 ページ
○要保護児童相談・支援	20 ページ
○子ども医療費助成	22 ページ
○養育医療費助成	23 ページ

児童手当

【目的】

児童を養育している人に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成を図る。

【支給対象者】

市内に住民登録があり、日本国内に居住している0歳から中学校修了までの児童を養育している人で、所得が所得制限限度額以下の人。

【児童手当の額】

児童の年齢及び出生順位		支給月額(1人につき)
3歳未満	一律	15,000円
3歳以上小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	一律	10,000円

※所得が限度額以上の人は、当分の間、特例給付として、一律5,000円を支給。

【支払日】

原則、6月・10月・2月の15日に、それぞれの前月分までの手当を支給。

【H26決算（見込）】

扶助費 561,585千円（国388,024 県86,460 市87,101）

【H27予算】

扶助費 565,500千円（国391,300 県87,000 市87,200）

【費用負担】

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ① 被用者（0～3歳未満） | 国 37/45 県 4/45 市 4/45 |
| ② 非被用者及び被用者3歳～中学校修了前 | 国 4/6 県 1/6 市 1/6 |
| ③ 特例給付 | 国 4/6 県 1/6 市 1/6 |

【所得制限限度額】

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
以下1人につき38万円加算		

児童扶養手当

【対象者】

離婚や遺棄等で父親又は母親と生計を別にしている児童や父親又は母親が一定の障害の状態にある児童を育てている母親又は父親、養育者に対して支給。ただし、公的年金の給付を受けることのできる人や一定額以上所得のある人には支給されない。

【支給額】

第1子	H23. 4～	H24. 4～	H25. 10～	H26. 4～	H27. 4～
全部支給	41,550円	41,430円	41,140円	41,020円	42,000円
一部支給	41,540円 ～9,810円	41,420円 ～9,780円	41,130円 ～9,710円	41,010円 ～9,680円	41,990円 ～9,910円

第2子 5,000円、 第3子以降 1人につき 3,000円

※支給開始から5年経っても就業の見込みがないときは半額になる場合がある。

【支払日】

原則、4月、8月、12月の10日に前月分までの手当を支払い。

【費用負担】 国 1/3 市 2/3

【H26 決算（見込）】 143,370千円（国 47,790 市 104,406）

【H27 予算】 150,206千円（国 50,050千円 市 100,156千円）

支給対象者…全部支給 130人、一部支給 203人、計 333人見込

【参考：所得制限】 ※毎年8月に現況届による確認が必要

扶養親族等の数	請求者本人		扶養義務者・配偶者
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
3人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人以上	1人につき 380,000円ずつ加算		

【支給者数】

単位：人

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
支給停止	41	39	40	38	52	54	51	55
受給者数	263	271	299	324	316	330	319	300
受給資格者数	304	310	339	362	368	384	370	355

福祉行政報告例第61 各年度3月分報告より

ひとり親家庭医療費助成

【対象者】

- ・離婚や遺棄等で父または母と生計を別にしている児童及びその児童と生計を同一にする父または母
 - ・両親がいない場合は、児童と養育者
 - ・両親のうち一方または両方が重度障害の場合は、障害のない親と児童
- ※一定額以上所得のある人は対象とならない

【自己負担額】

- ・通院…1回につき 530 円 ただし、同一医療機関で月 5 回目からは無料
 - ・入院…中学生まで無料（ただし、精算手続きが必要です）
高校生以上 1 日につき 1,200 円
- ※保険適用外（個室代等）は実費負担

【費用負担】

県 1/2 市 1/2

【H26 決算（見込）】

16,006 千円（県 7,918 市 8,088）

【H27 予算】

17,400 千円（県 8,625 市 8,775）

※参考 児童扶養手当及びひとり親家庭等医療助成事業 主な受給事由

イ 父母が婚姻を解消した。

ロ 父又は母が死亡した。

ハ 父又は母が児童扶養手当法施行令別表第二に定める程度の障害の状態にある。

ニ 父又は母の生死が明らかでない。

ホ 父又は母が引き続き 1 年以上遺棄している。

へ 父（母）が母（父）の申し立てにより保護命令を受けた。

ト 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている。

チ 母が婚姻によらないで懐胎した。

リ その他

自立支援教育訓練給付金

【概要】

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格がない方が対象教育訓練を受講し修了した場合、支給される給付金です。所得制限があります。

【給付金額】

給付金は4,001円から100,000円を限度に、経費の20%が支給されます。

【手続】

給付金を申請するには、概ね受講1か月前に必ず事前相談が必要です。

高等職業訓練促進給付金

【概要】

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格を取得しようとするとき、2年以上養成機関で修業し、就業又は育児と修業の両立が困難である場合、修業期間中の生活費の負担軽減のため、高等職業訓練促進給付金が支給されます。所得制限があります。

【支給額等】

非課税世帯で月額100,000円、課税世帯では月額70,500円

支給期間は修学全期間（2年を限度とする。）

また、修業を修了したときに、高等職業訓練修了支援給付金が支給されます。

支給額は、非課税世帯で50,000円、課税世帯では25,000円です。

【手続】

給付金を申請するには、概ね申請1か月前に必ず事前相談が必要です。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付・日常生活支援

【概要】

母子家庭・父子家庭・寡婦対象。生活の安定と向上のため、低利子または無利子で借りることができます。また、日常生活支援も行っています。

※県の事業です。

【問い合わせ先】

魚沼地域振興局 健康福祉部企画調整課 ☎025-792-1146

保育園

【概要】

両親（保護者）の就労や病気などのため、家庭において保育することができない児童を保護者（両親・祖父母）にかわって保育する。

【保育園数】 ※詳細は、別紙資料のとおり

公立保育園 9 園（うち分園 1 園） 私立保育園 2 園 計 11 園

【定員】 ※詳細は、別表のとおり

公立保育園 1,100 人 私立保育園 230 人 計 1,330 人

【保育時間等】

別表のとおり

【料金】

階層区分、月額保育料、延長保育料、一時預かり料等は別表のとおり

【H26 決算（見込）】

1,144,273 千円（保護者 222,424 国県 119,368 市 802,481）

【H27 予算】

（歳入）

保護者負担金等	179,616 千円	滞納繰越、一時・延長保育、主食費負担金等含む
国・県負担金等	279,960 千円	私立保育園国県負担金、特別保育事業補助金等
一般財源	969,940 千円	
計	1,429,516 千円	

（歳出）

職員給与費	511,720 千円	69 人
公立保育園運営費	165,696 千円	9 園（うち分園 1 園）
私立保育園助成費	456,100 千円	2 園
その他	296,000 千円	保育園管理費、広域保育費
計	1,429,516 千円	

■魚沼市保育園一覧

	保育名	所在地	建築	定員	通常の保育時間		
					標準時間認定	短時間認定	日曜・休日
					7:00-18:00	8:30-16:30	休 園
					延長時間を含む開園時間		
平 日	土曜日	日曜・休日					
市立	堀之内なかよし保育園	堀之内 3910-1	H15	270	7:00-19:00	7:00-19:00	休 園
	佐梨保育園	佐梨 777-4	H10	75		7:00-19:00(佐梨保育園で実施)	
	ひがし保育園	佐梨 356	S52	60			
	伊米ヶ崎保育園	虫野 1897-8	S56	90			
	つくし保育園	七日市 275-1	H3	150		7:00-19:00(つくし保育園で実施)	
	つくし保育園ひかり分園	宇津野 618	S61	45			
	ふたば西保育園	山口 20-1	H7	160		7:00-19:00(2園で週ごとに交替実施)	
	ふたば東保育園	今泉 1995-1	H6	160			
	守門保育園	須原 4403	S46	90		7:00-19:00	
	市立計					1,100	
私立	小出保育園	小出島 598	S54 H12	180	7:00-22:00	7:00-22:00	7:00-22:00
	清心保育園	四日町 277-1	S50	50	7:00-19:30	7:00-19:00	休 園
	私立計				230		
合 計				1,330			

※小出地域の市立保育園では、土曜日保育は佐梨保育園一カ所で行っています。

※湯之谷地域の市立保育園では、土曜日保育はつくし保育園の一カ所でまとめて行っています。

※私立保育園においてはそれぞれ独自に土曜日保育を行っています。

また、小出保育園では日曜日及び祭日に休日保育を行っています。

※広神地域は、ふたば東保育園とふたば西保育園で週ごとに交替で土曜日保育を行っています。

○延長保育

保護者の勤務時間などの都合で、通常保育時間を超えて保育が必要な場合にお預かりします。

【延長保育利用料徴収金額表（公立）】

曜日区分	利用料
① 保育短時間認定で 7:00 から 7:30 前の利用	①②のどちらかの利用があった場合 1日一律100円
② 保育短時間認定で 17:30 から 19:00 の利用	

※ 生活保護世帯は無料

※ 保育標準時間認定の場合は無料

○一時保育

保護者が、急な仕事や病気、冠婚葬祭などで昼間一時的に家庭で保育できない場合や、保護者が育児に疲れたり、不安になったりした場合などにもお預かりします。

【一時保育料徴収金額表（公立）】

年齢区分	保 育 料	
	1時間当たり	1日預ける場合 の上限額
乳 児	800円	6,200円
1・2歳児	450円	3,600円
3歳以上児	200円	1,500円

※ 生活保護世帯は免除とする。

※ 表の年齢区分は、利用する年度初日（4月1日）前日の年齢で判定する。

■入園の要件

次のいずれかの事由に該当する場合、保育園に入園することができます。

なお、年度途中での入園は定員の関係でご希望に添えない場合があります。

- ① 1か月あたり月48時間以上労働することを常態としていること
- ② 妊娠中または出産後間がないこと
- ③ 保護者が傷病もしくは心身に障害を有しており保育が困難であること
- ④ 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護していること
- ⑤ 火災、風水害、地震などの災害復旧にあたっていること
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）を行っていること
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）していること
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、すでに保育しているお子さんがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合

■保育料月額表

【 1号認定（公立幼稚園）の保育料月額表 単位：円 】

世帯の階層区分		1号認定・・・公立幼稚園 (3歳以上児、教育のみ)									
		国の基準		魚沼市の保育料							
		階層	基準額	階層	経過措置					H32年度以降	
					H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度		
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J		
生活保護世帯等		第1	0	第1	0	0	0	0	0	0	
非課税世帯		第2	3,000	第2	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
均等割のみ課税											
市町村民税課税世帯	所得割課税額	第3	16,100	第3-1	6,100	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	
						第3-2	6,600	7,100	7,600	8,100	8,600
						第3-3	7,100	8,100	9,100	10,100	11,400
	所得割課税額	第4	20,500	第4-1	6,100	7,600	9,100	10,600	12,100	13,800	
						第4-2	8,200	10,300	12,400	14,500	16,900
						第4-3	8,800	11,500	14,200	17,000	20,000
						第5-1	8,900	11,700	14,500	17,300	20,300
	所得割課税額	第5	25,700	第5-2	6,100	9,000	11,900	14,800	17,700	20,700	

※市町村民税の課税年度の前年12月31日現在において16歳未満の扶養親族がいる場合、その扶養親族の数×22,800円を当該市町村民税の所得割額から控除した額により保育料の階層を決定します。

※4月から8月までは前年度の市町村民税額に基づく保育料、9月から翌年3月までは当年度の市町村民税額に基づく保育料となります。なお、保育料算定においては、市町村民税の配当控除、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除を適用しません。

※保育料とは別に、給食費や教材費などの実費負担がかかります。

※下表のとおり、母子世帯等や多子世帯の保育料を軽減します。

保育料の軽減策（1号認定）		
① 母子世帯、父子世帯、在宅障害児のいる世帯等の保育料軽減	第2階層	無料
	第3階層	1,000円減額
② 多子世帯の保育料軽減	第2子（小学校3年生までのきょうだいを含めて判定）	1/2に軽減
	第3子（小学校3年生までのきょうだいを含めて判定）	無料

【 2・3号認定（保育園）の保育料月額表 単位：円 】

世帯の階層区分		2号認定・・・保育園 (3歳以上児、保育を必要)				3号認定・・・保育園 (3歳未満児、保育を必要)						
		国の基準		魚沼市の保育料		国の基準		魚沼市の保育料				
		階層	標準時間 (短時間)	階層	年度初日の前日の年齢		階層	標準時間 (短時間)	年度初日の前日の年齢			
					4歳以上	3歳			3歳未満			
K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T			
生活保護世帯等		第1	0 (0)	第1	0 (0)	0 (0)	第1	0 (0)	第1	0 (0)		
非課税世帯		第2	6,000 (6,000)	第2	4,600 (4,400)	4,600 (4,400)	第2	9,000 (9,000)	第2	6,800 (6,600)		
市町村 民税課税世帯	所得割課税額	均等割のみ課税		第3-1	8,600 (8,400)	8,600 (8,400)	第3	19,500 (19,300)	第3-1	10,800 (10,600)		
		24,300円未満	第3	16,500 (16,300)	第3-2	10,500 (10,300)			10,500 (10,300)	第3-2	12,800 (12,600)	
					24,300円以上 48,600円未満	第3-3			12,500 (12,300)	12,500 (12,300)	第3-3	14,800 (14,600)
		48,600円以上 64,700円未満	第4	27,000 (26,600)	第4-1	16,800 (16,500)	16,800 (16,500)	第4	30,000 (29,600)	第4-1	19,300 (19,000)	
					64,700円以上 80,800円未満	第4-2	19,200 (18,900)			20,000 (19,700)	第4-2	22,100 (21,800)
						80,800円以上 97,000円未満	第4-3			21,600 (21,200)	23,200 (22,800)	第4-3
		97,000円以上 121,000円未満	第5	41,500 (40,900)	第5-1	24,200 (23,800)	26,500 (26,100)	第5	44,500 (43,900)	第5-1	27,800 (27,400)	
					121,000円以上 145,000円未満	第5-2	24,600 (24,200)			30,000 (29,500)	第5-2	32,700 (32,200)
						145,000円以上 169,000円未満	第5-3			24,800 (24,400)	30,200 (29,700)	第5-3
		169,000円以上 235,000円未満	第6	58,000 (57,100)	第6-1	25,000 (24,600)	30,500 (30,000)	第6	61,000 (60,100)	第6-1	41,800 (41,100)	
					235,000円以上 301,000円未満	第6-2	25,300 (24,900)			30,700 (30,200)	第6-2	48,000 (47,200)
		301,000円以上 397,000円未満	第7	77,000 (75,800)	第7	25,500 (25,100)	30,900 (30,400)	第7	80,000 (78,800)	第7	48,800 (48,000)	
		397,000円以上	第8	101,000 (99,400)	第8	25,700 (25,200)	31,100 (30,600)	第8	104,000 (102,400)	第8	49,200 (48,400)	

※市町村民税の課税年度の前年12月31日現在において16歳未満の扶養親族がいる場合、その扶養親族の数×22,800円を当該市町村民税の所得割額から控除した額により保育料の階層を決定します。

※4月から8月までは前年度の市町村民税額に基づく保育料、9月から翌年3月までは当年度の市町村民税額に基づく保育料となります。なお、保育料算定においては、市町村民税の配当控除、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除を適用しません。

※保育料とは別に、教材費などの実費負担がかかります。なお、2号認定の保育料には、主食費が含まれていません。

※月額表の年齢区分は、年度初日の前日の年齢で判定しますので、例えば、お子さんが年度の途中で満3歳になり認定区分が3号から2号に変わった場合でも、その年度内は3号認定の保育料となります。

※下表のとおり、母子世帯等や多子世帯の保育料を軽減します。

保育料の軽減策（2・3号認定）		
① 母子世帯、父子世帯、在宅障害児のいる世帯等の保育料軽減	第2階層	無料
	第3階層	1,000円減額
② 多子世帯の保育料軽減	第2子（就学前児童のみで判定）	3歳以上児・・・1/10に軽減 3歳未満児・・・1/2に軽減
	第3子（就学前児童のみで判定）	無料

幼稚園

【目的】

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。（学校教育法第22条）

【幼稚園の概要】

	幼稚園	所在地	定員	預かり保育時間を含む開園時間			授業料等（月額）
				平日	土曜日	日曜・休日	
公立	守門幼稚園	須原 4397-1	70	7:45 ～ 18:00	預かり保育の利用者がいる場合のみ開園	休園	授業料：別表による 給食費：4,200円
	入広瀬幼稚園	穴沢 246-1	105	8:30 ～ 18:00			授業料：別表による 給食費：4,500円
私立	めぐみ幼稚園	井口新田 360	120	7:30 ～ 18:30	行事がある場合のみ開園		保育料：25,500円※ 入園料：20,000円 (入園時のみ)

※市から一定の条件で保育料を補助する「就園奨励費補助金」制度あり

※放課後に子どもの面倒をみる者がいない等のやむを得ない事情がある場合に子供を預かる「預かり保育」を全ての幼稚園で実施

【H26 決算（見込）】

69,210千円（保護者2,279 国1,847 市65,084）

【H27 予算】

歳入	幼稚園授業料等	3,004千円	公立のみ（給食費徴収金等含む）
	国庫補助金	1,750千円	就園奨励費補助金
	一般財源	44,806千円	
	計	49,560千円	

歳出	職員給与費	23,250千円	公立のみ（一般職員3人）
	公立幼稚園運営費	13,810千円	
	私立幼稚園補助金	12,500千円	運営費補助金、就園奨励費補助金
	計	49,560千円	

■ 保育園・幼稚園の現状

※H27.4.1 現在（職員数は、産休・育休等職員を除く。）

区分	名称	建築	定員	入所園児数							職員数			備考
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	正職員	非常勤	計	
公立保育園	1 堀之内 なかよし	H15	270	2	14	18	40	54	61	189	13	24	37	
	2 佐 梨	H10	75	0	15	6	19	19	16	75	6	9	15	学童保育併設
	3 ひ が し	S52	60	1	3	8	6	2	11	31	4	5	9	
	4 伊米ヶ崎	S56	90	0	8	9	10	19	10	56	7	7	14	学童保育実施
	5 つ く し	H 3	150	0	13	25	30	34	30	132	10	20	30	学童保育併設
	6 ひ か り	S61	45	0	0	0	4	3	3	10	2	2	4	
	7 ふたば西	H 7	160	0	13	13	19	23	32	100	10	10	20	
	8 ふたば東	H 6	160	3	14	22	21	24	25	109	9	12	21	学童保育併設
	9 守 門	S46	90	0	4	2	21	15	-	42	5	7	12	
	小 計	9ヶ所	1,100	6	84	103	170	193	188	744	66	96	162	
私立保育園	10 小 出	S54 H12	180	4	25	29	31	35	26	150			33	学童保育併設
	11 清 心	S50	50	1	5	5	10	9	7	37			16	
	小 計	2ヶ所	230	5	30	34	41	44	33	187			49	
保育園計		11ヶ所	1,330	11	114	137	211	237	221	931			211	
公立幼稚園	12 守 門	S49	70	-	-	-	-	-	13	13	1	1	2	守門保育園長兼任
	13 入 広 瀬	S51	105	-	-	-	0	5	5	10	2	2	4	
	小 計	2ヶ所	175	-	-	-	0	5	18	23	3	3	6	
私立幼稚園	14 めぐみ	-	120	-	-	※6	21	12	23	62			9	※満3歳児
幼稚園計		3ヶ所	295	-	-	6	21	17	41	85			15	
合 計		14ヶ所	1,625	11	114	143	232	254	262	1,016			226	

保育園における保育士の配置基準

区分	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児
基準	おおむね3人に1人以上	おおむね6人に1人以上	おおむね20人に1人以上	おおむね30人に1人以上

学童保育（放課後児童クラブ）

【目的】保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（平成 27 年度から小学 6 年生まで対象拡大）に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図ることを目的に設置。

【クラブの概要】（小出保育園「ひまわり放課後児童クラブ」を除く）

名称	所在地	児童数		支援員
		H26 当初	H27 当初	
堀之内放課後児童クラブ	堀之内子育て支援センター	82	87	5
小出つくしクラブ	小出児童センター	28	41	2
小出北部つくしクラブ	小出小学校	31	34	2
湯之谷放課後児童クラブ	湯之谷児童館	63	88	5
広神東よつばクラブ	よつば児童館	33	29	2
広神西よつばクラブ	広神農村環境改善センター	28	25	2
守門きのめクラブ	守門庁舎	19	27	2
計		284	331	20

※児童数には、長期及び一時利用者を含まない

【保護者負担金】

区分	負担金（月額）	備考
生活保護世帯	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯から同時に 2 人以上利用している場合、2 人目は 1/2、3 人目以降は 1/10 ・一時利用については、400 円/日
住民税非課税世帯	2,000 円	
ひとり親世帯	3,500 円	
その他の世帯	7,000 円	

【実施時間等】

- ・平日 放課後～18:30
- ・学校休業日 7:45～18:30
- ・休館日 日曜、祝祭日、年末年始

【H26 決算（見込）】 174,239 千円（保護者 16,243 県 25,683 市 132,313）

【H27 予算】

歳入	保護者負担金等	19,614 千円	
	国補助金	8,950 千円	
	県補助金	18,950 千円	
	一般財源	97,066 千円	
	計	144,580 千円	
歳出	学童保育管理事業	58,700 千円	市営 7 クラブ工事費、修繕費等及びひまわり学童委託料等
	各クラブ運営事業	17,430 千円	市営 7 クラブ運営費
	児童館管理事業	2,170 千円	入広瀬こどもの家運営費
	放課後児童クラブ再編事業	66,280 千円	入広瀬放課後児童クラブ改築工事
	計	144,580 千円	

地域療育事業

【概要】

- ・発達障害児等の支援を行う。
- ・こどもの発達課題に対して、関係機関と連携をとりながら保護者の育児を支援する。また、個々の保育計画を作成し、発達に即した支援を行う。

【事業内容】

- ・つくしプレイ教室…毎週、水曜日と木曜日に開催（H26実績103回 延635人）
- ・ステップアップ教室…隔週火曜日に開催（H26実績51回 延274人）
- ・保育園巡回事業…（H26実績9園 延136人）
- ・保育士等研修会（H26実績2回 101人）
- ・保護者向け研修会（H26実績1回 95人）
- ・ペアレント・プログラム（H26実績1回 10人）

【H26 決算（見込）】

9,478千円（保護者112 市9,366）

【H27 予算】

11,100千円（保護者106 市10,994）

子育て支援センター事業

【概要】

- ・子育て支援拠点施設2ヶ所（堀之内子育て支援センター、小出子育て支援センター「ぱびぷ」）の管理、運営を行う。
- ・内容等、別紙のとおり

【H26 利用実績】

- ・親子ふれあい・交流事業
堀之内子育て支援センター 延6,248人
小出子育て支援センター 延19,617人
- ・すくすく広場（出張子育て支援センター事業）
守門地区10回 227人 入広瀬地区10回 129人

【H26 決算（見込）】

10,241千円（国3,350 県3,350 市3,541）

【H27 予算】

10,074千円（国5,360 市4,714）



子育て支援センターって・・・？

子育て支援センターは、親子で思いきり遊んだり、子ども同士で遊んだり、親同士や孫育て中の祖父母同士が育児の情報交換ができる“親子ふれあい広場”です。

子育てを応援するための情報提供や育児相談、一時預かり事業・病後児保育なども行っています。対象は、未就学児とその保護者が利用できます。

小 出 ・ 堀之内 子育て支援センター

★ 広場自由開放

<小 出>

- * 月曜～金曜 9:00～16:00
- * 毎週土曜日 9:00～11:30

<堀之内>

- * 月曜～金曜 9:00～15:00
- * 土曜日の開放はありません。

★ 親子ふれあいタイム

- * 月曜～金曜 10:45～（15分程度）
〈内容〉 うた・親子遊び・体操・紙芝居・パネルシアターなど
月の誕生会

★ 子育て相談（乳幼児） 電話・来所、どちらでもご利用ください。

- * 月曜～金曜 9:00～15:00
- * 従事者
保育士
看護師 小出のみ
児童家庭相談員 小出のみ

★ 計測日

<小 出>

- * 毎週月曜日 9:00～12:00、13:00～15:00
- * 従事者 看護師・保育士（栄養士が同席することがあります。
詳しくは、市報をご覧ください。）

<堀之内>

- * 毎月誕生会の日 9:00～12:00
- * 従事者 保育士

★ **乳幼児一時預かり事業**（平成27年7月を目途にセンター事業は終了）

外出・仕事・通院など育児ができない時やリフレッシュしたい時にご利用ください。

- * 対象：魚沼市在住 生後4ヶ月から就学前のお子さん
- * 利用時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00の間（最長4時間）
- * 利用料金：1時間400円（全年齢 同額）
- * 申し込み：前日16時までに予約してください。
- * 申し込み先：堀之内子育て支援センター（Tel：794-2158）
- * 保育場所：堀之内子育て支援センター（長期の継続利用はできません。）

★ **病後児保育**

病気が回復期にあるが、集団生活はまだ困難という、乳幼児・児童を一時的にお預かりします。

- * 対象：魚沼市在住の保育園児・幼稚園児・小学2年生までの児童
- * 利用時間：月曜日～金曜日 8:00～18:00まで
- * 利用料金：1日 1200円
- * 登録：病後児保育は登録制です。
- * 利用申込：前日17時までに予約してください。
- * 登録・利用申込先：小出子育て支援センター（Tel：792-6356）
- * 保育場所：堀之内子育て支援センター

平成27年7月を目途に小出子育て支援センターに場所を変更

注）病後児保育は、申し込み連絡先と事業実施場所が異なります。

すくすく広場

守門・入広瀬地区では、親子ふれあい広場〈すくすく広場〉を開催しています。
地域で子育てをしている方が顔見知りになったり、親子で楽しく遊んだりする場を提供します。

★ **会場**

- * 守門地区：守門健康センター（第2金曜日） 両会場とも
- * 入広瀬地区：入広瀬保健センター（第3金曜日） 1・2月はお休みです

★ **開催時間**

- * 守門地区 両会場とも
- * 入広瀬地区 午前10:00～11:30

★ **内容**

毎回、市報に掲載します。



乳幼児一時預かり

【概要】

- ・保護者が、外出、仕事、通院などで育児ができないときや少し育児から離れてリフレッシュしたいときなどに子どもを預かる制度。
- ・堀之内子育て支援センターで実施

【対象児】

生後4ヶ月～就学前の児童

【利用時間】

- ・平日 午前9:00～午後5:00まで
- ・最長4時間以内

【料金】

1時間あたり 400円

【H26 利用実績】

283人

【H26 決算（見込）】

539千円（保護者249 市290）

【H27 予算】

880千円（保護者480 国374 市26）

乳幼児健康支援サービス(病後児保育)

【概要】

子どもが、病気の急性期は過ぎ回復期にあるが集団生活はまだ困難という場合で、保護者が仕事を休めないときなどに子どもを預かる制度。

【対象児】

- ・市内の保育園・幼稚園に通園している乳幼児及び小学校低学年（1・2年生）
- ・事前に登録が必要

【保育時間】

平日 午前 8:00～午後 6:00 まで

【保育料】

1日 1,200円（生活保護世帯は無料）

【H26 利用実績】

27人

【H26 決算（見込）】

222千円（保護者32、市190）

【H27 予算】

330千円（保護者24、市316）

親子ふれあい支援

【概要】

子育て支援センター2ヶ所において、親子ふれあい事業を実施

【事業内容】

- ・子育て支援センター開放
- ・すくすく広場開催
- ・親子サークル支援
- ・北部公民館共済事業
- ・親子運動教室
- ・音楽広場 等

【H26 利用実績】

- ・親子ふれあい・交流事業（再掲）
 - 堀之内子育て支援センター 延 6,248 人
 - 小出子育て支援センター 延 19,617 人
- ・北部公民館共催事業
 - 5回実施 延 199 人
- ・親子運動教室
 - 1回実施 延 45 人
- ・音楽広場
 - 4回実施 延 223 人
- ・すくすく広場（再掲）
 - 守門地区 10回 227 人 入広瀬地区 10回 129 人

【H26 決算（見込）】

2,187 千円（市 2,187）

【H27 予算】

2,500 千円（国 1,340、市 1,160）

ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）と援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施しています。

【事業内容】

■提供会員の資格

市内在住の20歳以上の心身ともに健康な方。

■依頼会員の資格

市内在住のおおむね4ヶ月から12歳までのお子さんをお持ちの方。

- ・他市の状況を見ると、利用者の多くは園や小学校・塾等の送迎が占めています。本市の場合は、市域が広いことから通園のバスやスクールバスが整備されており送迎のニーズが少ないことが考えられます。ただし、援助を受けたくても、事業を知らないために利用できていない市民もいる可能性があります。

【今後の方向性】

- ・事業内容についての効果的なPR方法を検討しながら、年度ごとに提供会員の確保に努め、依頼会員の増加に努めます。

【H23 利用実績】

- ・提供会員2人、依頼会員3人、利用回数39回

【H24 利用実績】

- ・提供会員4人、依頼会員8人、利用回数35回

【H25 利用実績】

- ・提供会員5人、依頼会員8人、利用回数12回

【H26 利用実績】

- ・提供会員5人、依頼会員13人、利用回数13回

要保護児童相談・支援

【概要】

- ・子どもが心身共に健やかに育つよう、子ども及びその家族を一元的に支援し援助する。
 - ・要保護児童（被虐待児童）相談支援
 - ・要保護児童対策地域協議会の運営
- ※関係資料 別紙のとおり

【H26 決算（見込）】

1,903 千円

【H27 予算】

2,040 千円

I 市内の状況について

1 魚沼市内の虐待の種類別及び送致件数

区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
身体的虐待	11	17	19	20	22	22	17	21
ネグレクト	10	19	19	21	13	24	25	26
性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0
心理的虐待	5	12	14	10	6	5	7	5
合 計	26	48	52	51	41	51	49	52

2 平成 26 年度児童虐待の地域別・年齢別件数等

(1) 地域別

堀之内 14 件 小出 22 件 湯之谷 11 件 広神 5 件 守門 0 件 入広瀬 0 件

(2) 年齢別

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	計
件数	3	4	7	3	5	2	8	3	2	2	2	3	0	3	1	1	1	0	2	52
	24 件							13 件					12 件							
	乳幼児							小学生					中学生以上							

(3) 性別 男児 28 件 女児 24 件

(4) 主な虐待者 父 13 件（養父含む）、母 38 件（養母含む）、祖母 1 件

(5) 相談受付経路

地域住民、児童相談所、市民相談センター、保育園、幼稚園、小学校、中学校、教育委員会、地区担当保健師、学童保育

(6) 26年度の新規把握児童数等 25件

3 会議の開催

- (1) 代表者会議 H26.6.9 堀之内庁舎 201会議室
 (2) 事務担当者会議 H26.8.5 堀之内庁舎 201会議室
 H26.12.6 堀之内庁舎 201会議室
 H27.3.9 小出子育て支援センター 多目的室

(3) 個別支援ケース会議

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
支援センター開催	22回	37回	13回	20回	10回	11回	7回	7回
他機関の会議に参加	6回	4回	2回	2回	1回	2回	2回	17回
合計	28回	41回	15回	22回	11回	13回	9回	24回

*開催回数は、1世帯（兄弟含む）1回とカウント

*主な内容は、児童虐待のほか性格行動、育児、しつけ、養護に関するケースもある。

*個別支援ケース会議への参加関係者

児童相談所、地区民生委員、教育委員会、市民相談センター、保育園、小学校、中学校、高校、警察署、特別支援学校、相談支援センター、社会福祉協議会、市健康増進室母子・地区担当保健師、市厚生室 DV 担当者

II 児童虐待相談の年度別推移（児童相談所扱い）

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全 国 (件)	42,664	44,210	55,152	59,919	66,701	73,765	
対前年比 (%)	105.0	103.6	124.8	108.6	111.3	110.6	
県 内(件)	843	805	896	1,166	978	899	
対前年比 (%)	100.4	95.5	111.3	130.1	83.9	91.9	
南魚児相所内(件)	100	101	51	111	119	87	
対前年比 (%)	80.6%	101%	66.3%	217.6%	107.2%	73.1%	
魚沼市(件)	48	52	51	41	51	49	52
対前年比 (%)	184.6	108.3	98.1	80.4	124.4	96.1	106.1

(南魚沼児童相談所管内・・・4市2町)

子ども医療費助成

【目的】

子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、子どもの保護者の経済的負担の軽減を図り、もって安心して子どもを生き育てる環境整備に寄与する。

【概要】

病気や怪我で治療や入院をした時にかかる医療費の一部を市や県が負担する制度。

【助成対象】

出生から15歳（中学校修了）まで

【自己負担額】

- ・通院 1回530円 ただし、同一医療機関5回目からは無料
- ・入院…無料 ただし、精算手続きが必要です
- ※保険適用外（個室代等）は実費負担

【償還払い】

受給者証を持たずに医療機関等にかかった場合や県外で受診した場合などは、領収書等により償還払いを行う。

【県費負担等】

- ・通院：3歳未満（3人以上子どもがいる場合は中学校修了まで）まで
- ・入院：小学校修了（3人以上子どもがいる場合は中学校修了まで）までは単医療費助成の対象となり県が1/2を負担
- ・上記以外については市が負担

【H26 決算（見込）】

70,639千円（県24,202 市46,437）

【H27 予算】

85,400千円（県21,000 市64,400）

養育医療費助成

【目的】

医師の診断により、入院養育を必要とする未熟児の医療費負担の軽減を図るために医療費の助成を行う。

平成25年度から市へ権限移譲された。

【概要】

出生児が未熟児であって必要な入院医療を行った場合、その医療費を給付する制度。

【助成対象】

未熟児のうち、指定医療機関において医師が入院療養を必要と認めた子ども

【自己負担額】

所得により異なります。

【H26 決算（見込）】

449 千円（国 180 県 89 保護者 90 市 90）

【H27 予算】

1,000 千円（国 400 県 200 保護者 200 市 200）